

## 資料5

### ○標準段階所得基準の一部見直し

介護保険法施行令第38条第1項各号及び第39条第1項各号には、第1号被保険者の保険料に関する区分（標準段階）が規定されているが、標準段階のうち、第1段階及び第4段階については、令和6年の老齢基礎年金（満額）が80万円を超えることから、老齢基礎年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないように、施行令の一部を改正する政令が公布された。

改正内容：標準段階の第1段階及び第4段階の所得基準の一部について、80万円から80.9万円に所得基準を見直し

施行期日：令和7年4月1日施行

○宍粟市介護保険条例第3条に定める第1号被保険者の区分は、介護保険法施行令第38条第1項に準じていることから、令和7年度において保険料段階の対象者（所得区分等）は下表のとおりとなる。

改正前	
保険料段階	対象者 (所得区分等)
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の人
	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計額が <u>80万円以下</u> の人
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円以下の人
第3段階	世帯全員が市民税非課税で上記以外の人
第4段階	本人は市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる）で、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計額が <u>80万円以下</u> の人
第5段階	本人は市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる）で上記以外の人
[略]	[略]

改正後	
保険料段階	対象者 (所得区分等)
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の人
	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計額が <u>80.9万円以下</u> の人
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計額が120万円以下の人
第3段階	世帯全員が市民税非課税で上記以外の人
第4段階	本人は市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる）で、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額の合計額が <u>80.9万円以下</u> の人
第5段階	本人は市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる）で上記以外の人
[略]	[略]